

平成 1 8 年 度 答 申 第 1 号

(平成 1 8 年 9 月 6 日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答 申 第 1 号

平成18年 9月 6日

宝塚市長 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

会長 平 松 毅

宝塚市情報公開条例第15条に基づく諮問について（答申）

「市立長尾小学校校舎改築外（建築）工事にかかる①設計価格②予定価格③最低制限価格（11/21入札分）」及び「平成16年11月12日に行われた（仮称）西谷住民センター新築外（建築）工事の入札にかかる①設計価格②予定価格③最低制限価格」についての情報公開請求に対する部分公開決定に係る異議申立てについて、当審査会は慎重に審査した結果、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「市立長尾小学校校舎改築外（建築）工事にかかる①設計価格②予定価格③最低制限価格（11/21入札分）」及び「平成16年11月12日に行われた（仮称）西谷住民センター新築外（建築）工事の入札にかかる①設計価格②予定価格③最低制限価格」についての情報公開請求に対し、宝塚市長（以下「実施機関」という。）がした部分公開決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、実施機関が文書特定した予定価格調書（以下「本件文書」という。）中の設計価格及びその消費税額（以下「設計額」という。）部分についての非公開決定を取り消し、設計額を公開することを異議申立人（以下「申立人」という。）が求めるものである。

3 異議申立ての理由

申立人が異議申立書、陳述書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

（1） 予定価格の設定が困難という非公開理由は誤りである。

「入札制度改革に関する調査報告書」（日本弁護士連合会消費者問題対策委員会）によれば、「入札制度改革の先進的事例」の横須賀市において、設計価格の公表について「設計価格は事前に公表し、当日予定価格を設計価格の98%から99.99%の間でくじで決めるため、それまで予定価格は誰にもわからない」と報告されており、設計額の公表はなんら予定価格の設定に支障はない。

（2） 情報公開による透明性・公平性の確保は非公開理由より公益性は大きい。

千葉県鎌ヶ谷市の「鎌ヶ谷市入札・契約制度検討委員会」による「鎌ヶ谷市の公共工事・業務委託等の入札・契約制度改革に関する提言書」においては、設計金額の積算内訳まで公開すべきと提言されており、実際に、鎌ヶ谷市においては、事後だが設計金額の積算内訳は公開されている。設計額の公開は「入札等契約事務の適正な執行に著しい支障を及ぼす」という非公開理由は誤り

である。

- (3) 全国で設計額を公表する自治体は増えており宝塚市こそ阪神間で先駆性を。

横須賀市、鎌ヶ谷市の他、七尾市、筑後市など、全国的に設計額の公表をする自治体は増える傾向にあり、他市への影響という理由は正当な理由にはならない。談合事件や贈収賄事件が続く宝塚市こそ、情報公開で阪神間で先駆けるべきである。

- (4) 他の自治体では設計価格を入札の事前に公開しているところもあるが、申立人が求めているのは、入札実施後の公開（以下「事後公開」という。）であり、宝塚市情報公開条例（以下「条例」という。）に規定する非公開事由には該当しない。

4 実施機関の説明

実施機関の部分公開決定理由説明書、口頭による説明及び補足意見は、次のとおりである。

- (1) 設計額を公開すると、今後の建築工事の設計額が類推され、宝塚市財務規則（以下「規則」という。）第91条に基づく適切な予定価格の設定が困難となり、入札等契約事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
- (2) 建築工事の設計額の積算は、阪神7市1町建築営繕連絡協議会（以下「協議会」という。）が作成する単価表を使用しているため、設計額を公開すると、当該単価表の単価も類推されることになる。これまで阪神7市1町においては、建築工事の設計額及びその単価の非公開を前提として、建築関係職員が協議会を組織して、共同で阪神間の単価表を作成してきた。設計額が公開され、当該単価表の単価が類推される状況になると、この前提が成り立たなくなり、当該協議会への参加が困難になることが予想され、当該単価表の使用ができなくなり、本市の建築工事の設計事務に支障が出るおそれがある。
- (3) 本市が設計額を公開することにより、他市町の事務の執行にも支障を及ぼすおそれがある。
- (4) 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指

針」(平成13年3月29日総務省・財務省・国土交通省告示第1号。以下「指針」という。)において、不良・不適格業者の参入排除、ダンピング受注の防止を図る観点から、入札参加者に対して、対象工事の入札金額とその内訳を提出させるよう努めるものとしているが、設計額とその内訳を公開すると、今後の類似の工事入札に類推され、建設業者等の見積の努力を損なわせる。

5 審査会の判断

審査会は、申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、予定価格調書であって、規則第91条第1項において「予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない」と規定している文書のこと、本件文書には当該建築工事の内訳や設計書などの添付はない。

本件文書に記載されている情報は、工事番号、工事場所、工事名、設計額、予定価格及び最低制限価格であり、このうち本件文書の設計額、予定価格、最低制限価格の意義については、次のとおりである。

ア 設計額は、協議会作成の単価表を用いて、宝塚市の設計の担当職員が算出した、当該建築工事に係る適正な費用の総額である。

イ 予定価格は、規則第91条第3項において定められているように、設計額を基礎にして、「契約の目的となる物件又は役務について取引の実例、価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に」設定するもので、設計額が130万円以上の建築工事の入札の際には、事前に公表されており、入札の上限額として機能しているものである。

ウ 最低制限価格は、特に必要があると認めるときに、予定価格の10分の9から10分の6までの範囲内で設定するもので、当該建築工事の施工が事実上困難な低価格での入札を防止し、工事の品質や安全性等の当該契約の内容に適合した履行を確保するために設けられるものである。

以上のとおり、本件文書は条例第7条第1項第6号に規定する市が行う事務に関する文書である。

(2) 非公開事由の該当性について

ア 設計額を公表することにより単価が類推され、将来の建築工事の設計額が類推されることについて

実施機関は、事後公開をした場合に生じる支障の説明の中で、建築工事に係る設計額の単価が類推され、そのため、今後の建築工事の設計額が類推されると主張しているので、これについて判断する。

地方公共団体が行う工事は、様々な種類のものがある上、同種の工事であっても、各工事の構造、仕様、材質、時期的・地理的条件など各個別の特殊性があり、同種の工事で、同じ内容、同じ条件で実施されることはほとんどない。そのほか、経済情勢の変化、施工技術の進歩等の事情も考え合わせると、事後公開をすることによって、過去の設計額等からその積算根拠である単価を類推すること及び当該単価から将来の競争入札における設計金額等の予測をすることには、一定の限界があると考えられる。よって、実施機関がいう「本件文書における設計額が公開されれば、建築工事の単価等が類推され、今後の建築工事の設計額が類推される」というようなことは通常考えられない。

ちなみに、以下の裁判例においても同様の判断が示されている。

「奈良県開札録非公開処分取消請求事件」（平成11年（行ウ）第2号平成12年3月29日奈良地裁判決）、「文書非開示処分取消請求事件」（平成9年（行ウ）第2号平成10年6月11日津地裁判決）、「公文書非公開決定処分取消請求事件」（平成6年（行ウ）第39号平成10年3月12日大阪地裁判決）、「公文書非公開処分取消請求事件」（平成16年（行ウ）第10号平成16年8月30日名古屋地裁判決）。

イ 設計額を公開することによる事務の適正な遂行に及ぼす支障のおそれについて

実施機関は、設計額を公開すると予定価格の設定に支障が出るおそれがあると主張しているので、この点について判断する。

実施機関は公共工事の入札の執行者として、適正な価格の積算を

基礎にして予定価格を設定することが義務づけられており、設定した予定価格については、その適正性について説明する責任がある。そうすると、予定価格と設計額との関係が明らかになることによって生じる事務遂行上の支障は、実施機関が負うべき説明の責任に関するものであって、実際の予定価格の設定そのものに関して支障が生じるおそれはない。

また、本件文書では既に公開されている予定価格と設計額の関係について検討すると、予定価格は、(1)イの記載のとおり、設計額を基礎として設定されるものであり、予定価格が公開されることになればこれに連動する設計額はほぼ推測がつくものと考えられる。したがって、本件建築工事の入札において予定価格が事前公表されていることを考慮すると、設計額だけを非公開にする根拠に乏しいというべきである。

次に、設計額を公開すると協議会への参加が困難になるという実施機関の主張について検討する。

当該協議会の運営に関しては、参加各市町の文書による取り決め等はなく、協議会への参加に関する強い拘束力の存在は認められない。よって、設計額を公開することで、協議会作成の単価表の単価が類推されることになり、宝塚市が協議会へ参加することが困難になるとの主張については、十分な根拠は認められない。

さらに、実施機関から提出された資料の「建設工事等の契約に係る公表状況について」によると、設計額は阪神間各市町とも非公開としているが、事前公表している予定価格の実施状況は各市町で基準が異なり、事前公表等の取扱いの態様は様々である。すなわち、設計額や予定価格の公開については、各市町が独自に判断するものであって、実施機関の説明の(3)で主張するような、他市町の事務の執行に与える支障を考慮して実施機関が公開の可否を判断しなければならないという必然性は見出せない。

ウ 公開による公益性について

設計額を事後公開した場合、例えば、落札額との比較で適正な価格で設計がなされているのか、正当な理由により予定価格を設定しているのかなど、競争入札制度が公正かつ適正に実施されているか

どうかを検証できる機会が市民に保障され、競争入札制度の健全化や透明性を確保することにつながり、よって公益性を図ることができる。

以上のとおり、本件文書を公開しても、建築工事の設計額に係る単価が類推されることは必ずしも可能になるわけではなく、また、公開することにより当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれも認められない。さらに、公開することにより、かえって競争入札制度の健全化や透明性が確保されることも考慮すれば、本件文書は条例第7条第1項第6号には該当しないと判断する。

(3) 結論

以上の理由から、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 等
荒 川 雅 行	関西学院大学法科大学院教授（刑法）
植 木 壽 子	弁護士（大阪弁護士会）
荏 原 明 則 （会長代理）	関西学院大学法科大学院教授（行政法）
中 村 留 美	弁護士（兵庫県弁護士会）
平 松 毅 （会 長）	大東文化大学法科大学院教授（憲法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成18年 4月 7日	諮問
2	平成18年 5月 12日	異議申立人による陳述、実施機関による非公開理由説明及び審査
3	平成18年 6月 9日	審査
4	平成18年 7月 14日	審査
5	平成18年 8月 17日	審査
6	平成18年 9月 6日	答申